

営業許可・届出の経過措置に係る条文

○ 食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令 (営業の許可に関する経過措置)

本則第9条 この政令の施行の際現に旧施行令第35条各号の営業に該当しない営業(新施行令第35条各号の営業のいずれかに該当する営業に限る。)を行っている者は、改正法第2条の規定による新法第55条第1項の規定にかかわらず、この政令の施行の日から起算して3年を経過する日までの間は、同項の許可を受けずに当該営業を行うことができるものとする。

(営業の届出に関する経過措置)

本則第10条 この政令の施行の際現に旧法第52条第1項の許可を受けて旧施行令第35条各号の営業(新施行令第35条各号の営業のいずれにも該当しない営業に限る。)を行っている者は、新法第57条第1項及び改正法附則第8条の規定にかかわらず、この政令の施行の日に新法第57条第1項の届出をしたものとみなす。

(食品衛生法施行令の一部改正に伴う経過措置)

附則第2条 この政令の施行の際現に旧法第52条第1項の許可を受けて旧施行令第35条各号の営業(新施行令第35条各号の営業のいずれかに該当する営業に限る。)を行っている者は、当該許可に係る旧法第52条第3項の有効期間の満了の日までの間は、なお従前の例により当該営業を行うことができる。

2 この政令の施行の際現に旧法第52条第1項の許可を受けて旧施行令第35条第23号及び第24号(※食用油脂製造業とマーガリン又はショートニング製造業)の営業を同一の施設において行っている者又は同条第25号及び第26号の営業(※みそ製造業としょうゆ製造業)を同一の施設において行っている者は、前項の規定にかかわらず、当該者が行っている当該それぞれの営業の許可に係る旧法第52条第3項の有効期間が満了する日のうちいずれか遅い日までの間は、なお従前の例により当該それぞれの営業を行うことができる。

注) 引用に当たり略称規定を省略するなど一部改変

【参考】 食品衛生法等の一部を改正する法律(平成30年法律第46号)(抄)

(営業の届出に関する経過措置)

附則第8条 第2条の規定の施行の際現に第3号新食品衛生法第57条第1項の規定による届出をしなければならない営業(同項に規定する営業をいう。次条において同じ。)を営んでいる者は、同項の規定にかかわらず、第3号施行日から起算して6月を経過する日までに、同項の規定による届出をしなければならない。

業種と営業者の属性別にみた経過措置の要否に関して

		改正後	
		要許可業種	要届出業種
改正前	要許可業種	<p>A:【既存の営業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 業種区分が引き続き存続するもの(飲食店営業、菓子製造業等) <ul style="list-style-type: none"> ・ 従前の営業許可が本来の期限到来まで有効とする経過措置が必要(附則第2条第1項) ② 業種区分が変更されるもの(喫茶店営業、みそ製造業、乳酸菌飲料製造業) <ul style="list-style-type: none"> ・ 従前の営業許可が本来の期限到来まで有効とする経過措置が必要(附則第2条第1項) ③ 統合される2業種(みそ+しょうゆ、食用油脂+マーガリン)を同一の施設で営んでいる場合であって、本来の期限の到来が不揃いであるとき <ul style="list-style-type: none"> ・ 経過措置が必要(附則第2条第2項) 	<p>B:【既存の営業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施行日に届出をしたとみなす(=新しい届出を要しない)とする経過措置が必要(本則第10条)
	許可不要業種	<p>D:【施行後の新規営業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経過措置は不要 	<p>C:【施行後の新規営業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経過措置は不要
	要許可業種	<p>E:【既存の営業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Fへの対応で保健所の実務は施行後当面の間相当混乱することや対象者の把握に時間を要することから経過措置は必要(本則第9条) 	<p>F:【既存の営業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正法附則第8条により、施行後6月以内に届け出ることとされている。 ・ 政令での経過措置は不要
	許可不要業種	<p>H:【施行後の新規営業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経過措置は不要 	<p>G:【施行後の新規営業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経過措置は不要

経過措置規定の対象について①

【附則第2条第1項関係(類型A-①及び②)】

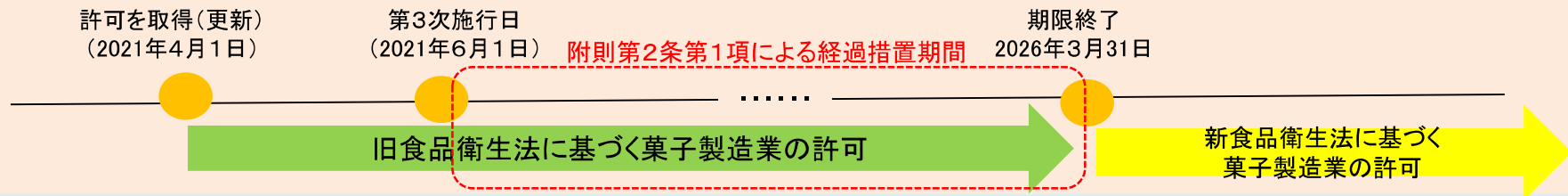
- 改正前から政令許可業種を営んでいた営業者(既存許可営業者)であって、制度改正後も政令許可業種である営業者は、以下の2類型

類型A-①: 改正前から政令許可業種であって業種区分が引き続き存続するもの(例: 飲食店営業、菓子製造業)

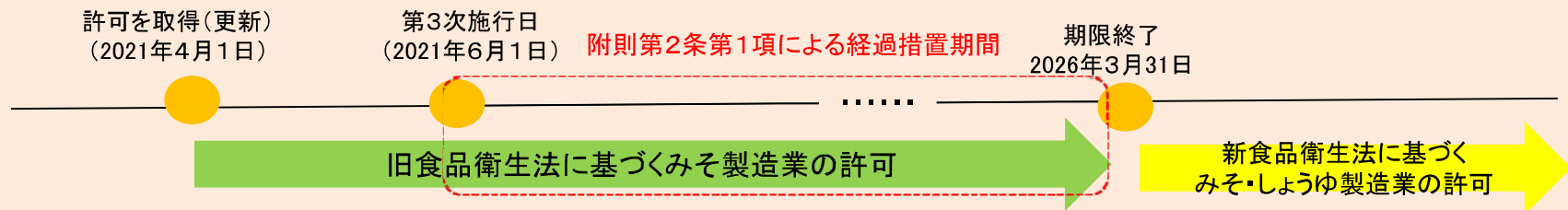
類型A-②: 改正前から政令許可業種であって業種区分が変更されるもの(例: みそ製造業→みそ又はしょうゆ製造業、乳酸菌飲料製造業→乳製品製造業)

- 上記2類型に属する既存許可営業者は、第3次施行(令和3年6月1日)以降も、**本来の有効期間の満了までは、なお従前の例により引き続き営業できる**ことを規定。
- 「なお従前の例により」と規定していることから経過措置期間中は、**既存許可営業者は旧施設基準を遵守**することとなる。

類型A-①: X県において菓子製造業の政令許可(期限5年)を2021年4月1日に取得(更新)した場合



類型A-②: X県においてみそ製造業の政令許可(期限5年)を2021年4月1日に取得(更新)した場合

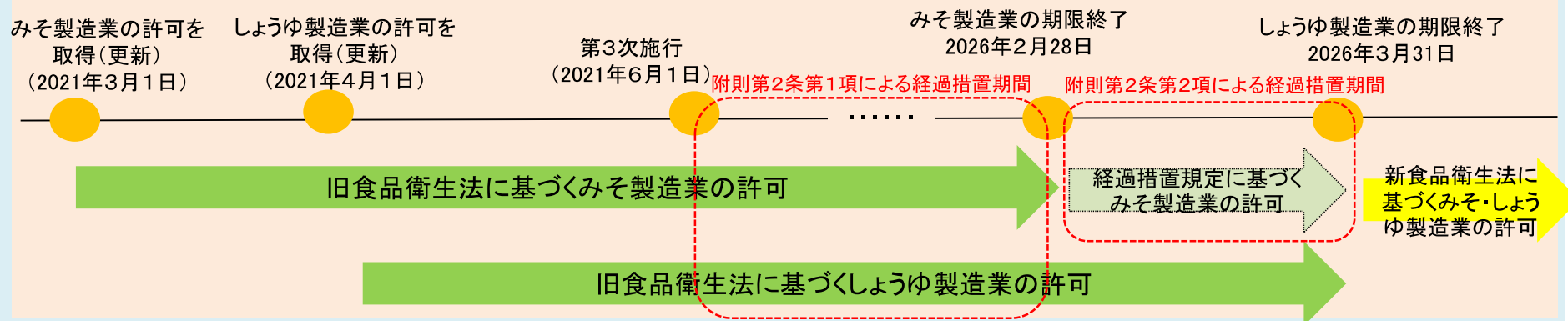


経過措置規定の対象について②

【附則第2条第2項関係(類型A-③)】

- 今回の見直しでは、食品製造の特性や設備に応じて業種の統廃合が行われたもの。改正前の許可業種のうち、**みそ製造業としょうゆ製造業、食用油脂製造業とマーガリン又はショートニング製造業**については、それぞれ製造工程や必要な施設がほぼ同一であり、実態として、双方の許可を得て営業をしていた既存許可業者が多数存在することから、それぞれ一つの業種へと統合されたものである。
- このとき、営業者によっては、同一施設内で双方の営業を行っていた場合でも、営業許可の取得や更新の時期がずれている場合がある。
このとき、
 - ・ みそ製造業としょうゆ製造業の双方の許可を取得して同一の施設内でそれぞれ製造を行ってきた場合、第3次施行以降も、附則第2条第1項の経過措置により当面の間双方の営業が継続可能
 - ・ そのうち一方の営業(図ではみそ製造業)の経過措置が先に失効するとき、依然もう一方の営業(しょうゆ製造業)に係る経過措置が有効
 - ・ 施設の類似性に着目して統合されたことを踏まえれば、しょうゆ製造業の経過措置の失効まで、双方の製造を継続したとしても食品衛生上の危害発生のおそれは少ないと考えられる。
- したがって、このようなケースに関しては、第3次施行の日以降に、いずれか一方の業種の期限が到来する場合、**もう一方の業種の期限の到来までは、なお従前の例により引き続き営業できる**とする。

類型A-③: X県においてみそ製造業としょうゆ製造業の政令許可(いずれも期限5年)を、それぞれ2021年3月1日と2021年4月1日に取得(更新)した場合



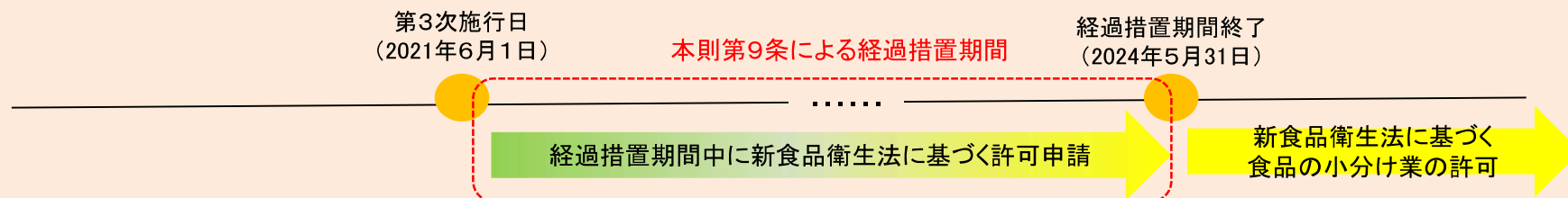
経過措置規定の対象について③

【本則第9条(類型E)】

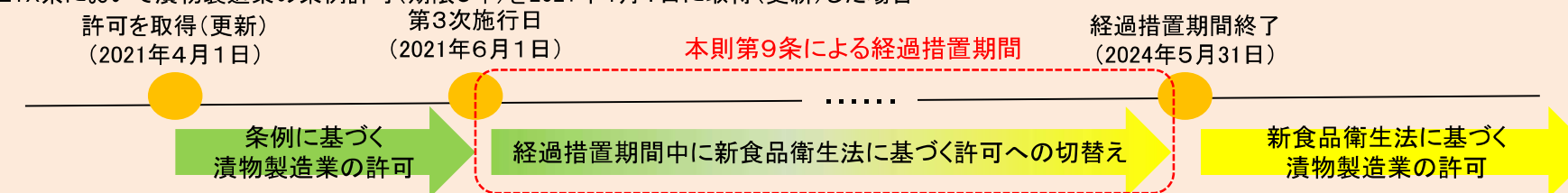
- 今回の改正で新たに政令許可業種に指定される業種(例:食品の小分け業)については、新たな監視指導の対象であり、その対応に相当の労力を要すると見込まれることから、第3次施行の時点で既に営業している者に関しては、営業許可の取得に3年間の猶予期間を設ける。
- なお、新規に創設される水産製品製造業及び漬物製造業等については多くの地方自治体において、条例による許可や届出を求め、ある程度営業者の捕捉や衛生水準の確保が行われている。しかし、従来の条例による許可業種は、施設基準や取り扱う食品の範囲が自治体によって差異があり、そのまま政令による許可業種に移行させることは困難であると考えられることから、他の新設の政令許可業種と同様に経過措置の対象とする。

類型E

例1: X県において食品の小分け業の許可を取得する場合



例2: X県において漬物製造業の条例許可(期限5年)を2021年4月1日に取得(更新)した場合



- なお、例2の事例において、経過措置期間中に、条例許可を要さないこととなった場合、従来よりも低い衛生規制がなされるという事態が懸念される場合は、地方自治体の条例において従前の条例許可が第3次施行から3年を限度にして引き続き有効であるようにするなどの手当てをすることは差し支えない。

経過措置規定の対象について④

【本則第10条(類型B)】

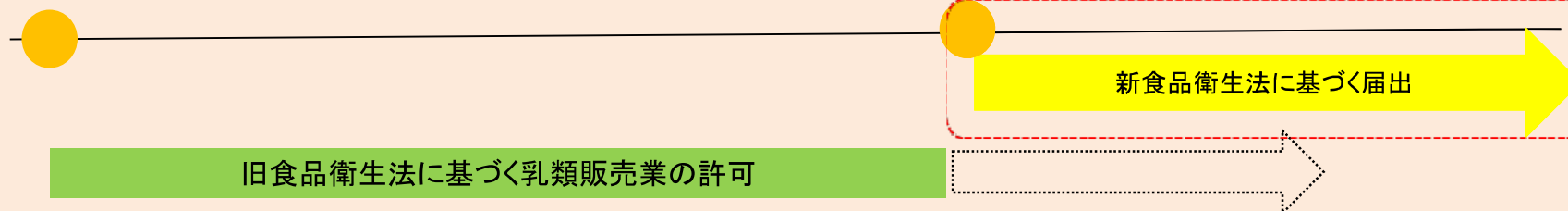
- 新設される営業届出の制度の趣旨は、許可業種よりも公衆衛生上のリスクの低い営業についても、HACCPに沿った衛生管理の制度化に伴い、営業者の把握を行おうとすることにある。
- このとき、類型Bに属する既存許可営業者については、既に地方自治体により把握がなされており、新たに届出を求める実益に乏しいことから、類型Bの営業者に関しては、第3次施行日に届出を行ったとみなす。

類型B: X県において乳類販売業の政令許可(期限5年)を2016年10月1日に取得(更新)した場合

許可を取得(更新)
(2016年10月1日)

第3次施行日
(2021年6月1日)

本則第10条による経過措置



(参考) 第3次施行までに処分が行われなかった許可申請の取扱いについて

○ 第3次施行日より前に行われた営業の許可申請について、

- ① 当該許可申請に係る営業が、新施行令第35条に規定する営業のいずれかに該当する場合
- ② 当該許可申請に係る営業が、新施行令第35条に規定する営業のいずれにも該当しない場合

のそれぞれの場合において、当該申請に対する許可又は不許可の処分が施行日までになされない事象が生じうる。

○ このため、[本則第11条](#)では、

- ・ 上記①については、第3次施行日前に行った許可申請を新施行令第35条各号の営業に係る許可申請とみなすこととし、施行日以後に同条各号の営業に係る許可申請を改めて行う必要はないこととし、

例: 令和3年6月1日以前に、みそ製造業の許可申請がなされ、許可処分がなされないまま同日を経過した場合、当該申請は、新施行令におけるみそ又はしょうゆ製造業の許可申請が行われたものとみなす。

- ・ 上記②については、第3次施行日前に行った許可申請を施行日に食品衛生法第57条第1項の規定によりされた届出とみなすこととし、施行日以後に同項の規定による営業届出を改めて行う必要はないこととする

例: 令和3年6月1日以前に、乳類販売業の許可申請がなされ、許可処分がなされないまま同日を経過した場合、令和3年6月1日に営業届出がなされたものとみなす。

旨の経過措置を規定している。